

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和6年7月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市公共施設再配置計画（第2次実施計画）策定等支援業務

2 業務概要

本市では、持続可能な行財政運営に向けた公共施設等マネジメントを推進していくため、甲府市公共施設等総合管理計画に基づき、令和元年度に施設評価及び市民意向を踏まえて再配置の方向性を示した、甲府市公共施設再配置計画（第1次実施計画）（以下「第1次実施計画」という。）を策定し、公共施設の再配置に取り組んできたところであるが、第1次実施計画の計画期間が令和7年度で終了となることから、次期計画として令和8年度を初年度とする「甲府市公共施設再配置計画（第2次実施計画）」を策定する。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- （1）本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていない者であること。
- (6) 甲府市又は事業所の所在地の自治体が課する税について、滞納をしていない者であること。
- (7) 過去5年以内に、地方公共団体から発注された公共施設の再編に係る計画策定支援業務の受託実績を有する者であること。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有し、公共施設等マネジメント等の動向や事例等に精通した者を従事させることができる者であること。

5 手続き等

- (1) 本件に係る実施要領、仕様書、各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書や企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については、実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部財政経営室財産活用課 担当：荻野

〒400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎6階）

電話 055-237-5326（直通）

電子メール zaisanky@city.kofu.lg.jp